

介護保険住宅改修費受領委任払いについて

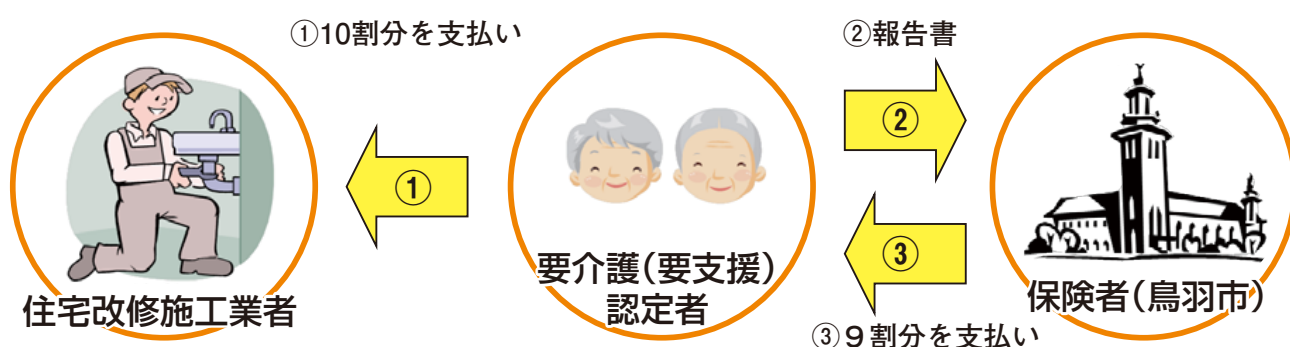
介護保険制度における要介護（要支援）認定を受けたかたが、生活環境を整えるために住宅改修を行ったときの給付金の支給について、これまでの償還払いによる方法か受領委任払いによる方法のどちらかを選べるようになります。

健康福祉課介護保険課係 ☎25 1186

※介護保険住宅改修については、工事を行う前に必ず支給申請を健康福祉課介護保険係に提出してください。

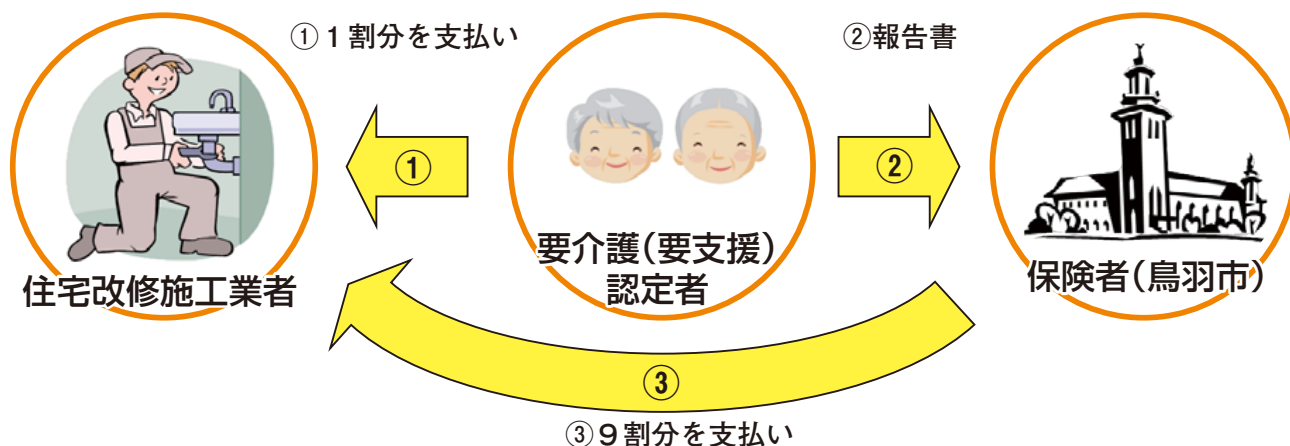
【償還払い】

住宅改修にかかった費用を、要介護（要支援）認定者がいったん事業者にも全額を支払い、その後市から住宅改修費支給対象額の9割分を要介護（要支援）認定者に支払います。



【受領委任払い】

住宅改修にかかった費用を、要介護（要支援）認定者が事業者にも1割分を支払い、残りの9割分は利用者の委任に基づき、市から事業者にも支払います。



【受領委任の要件】

- ◆本市の介護保険被保険者で要介護（要支援）認定を受けているかた
- ◆介護保険料に滞納がないこと
- ◆事業者が受領委任払いについて同意していること

住宅改修を希望されるかたは、ケアマネジャーなどによる理由書が必要となりますので、事前に担当ケアマネジャーまたは介護保険係に相談してください。

※介護保険を利用するには、要介護（要支援）認定が必要となります。

要介護（要支援）認定のないかたで、認定申請をしたいかたは介護保険証を持参の上、介護保険係（市民文化会館1階）・保健福祉センターひだまり・各連絡所のいずれかへお越しください。